

日野市いじめ問題対策連絡協議会規則

令和 8 年 3 月 2 6 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野市いじめ防止対策推進条例（令和 8 年条例第 1 8 号。以下「条例」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、日野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 連絡協議会は、いじめ防止に向けた総合的な施策を地域社会総がかりで推進するため、次に掲げる事項について連絡調整及び協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要なこと。

(組織)

第 4 条 連絡協議会は、学校、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、市長の補助機関、児童相談所、警察署その他の関係者により構成され、委員 23 人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 連絡協議会に会長を置き、教育部長をもって充てる。

- 2 会長は連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第 7 条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、次に掲げる場合は、連絡協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について審議するとき。

【資料 3】

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある
と認められるとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、連絡協議会が必要であると認めるとき。

5 前項ただし書の場合において、会長は傍聴人の数を制限することができる。

6 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取
することができる。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす
る。

(庶務)

第 9 条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長
が定める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 8 年 6 月 11 日)

この規則は、公布の日から施行する。